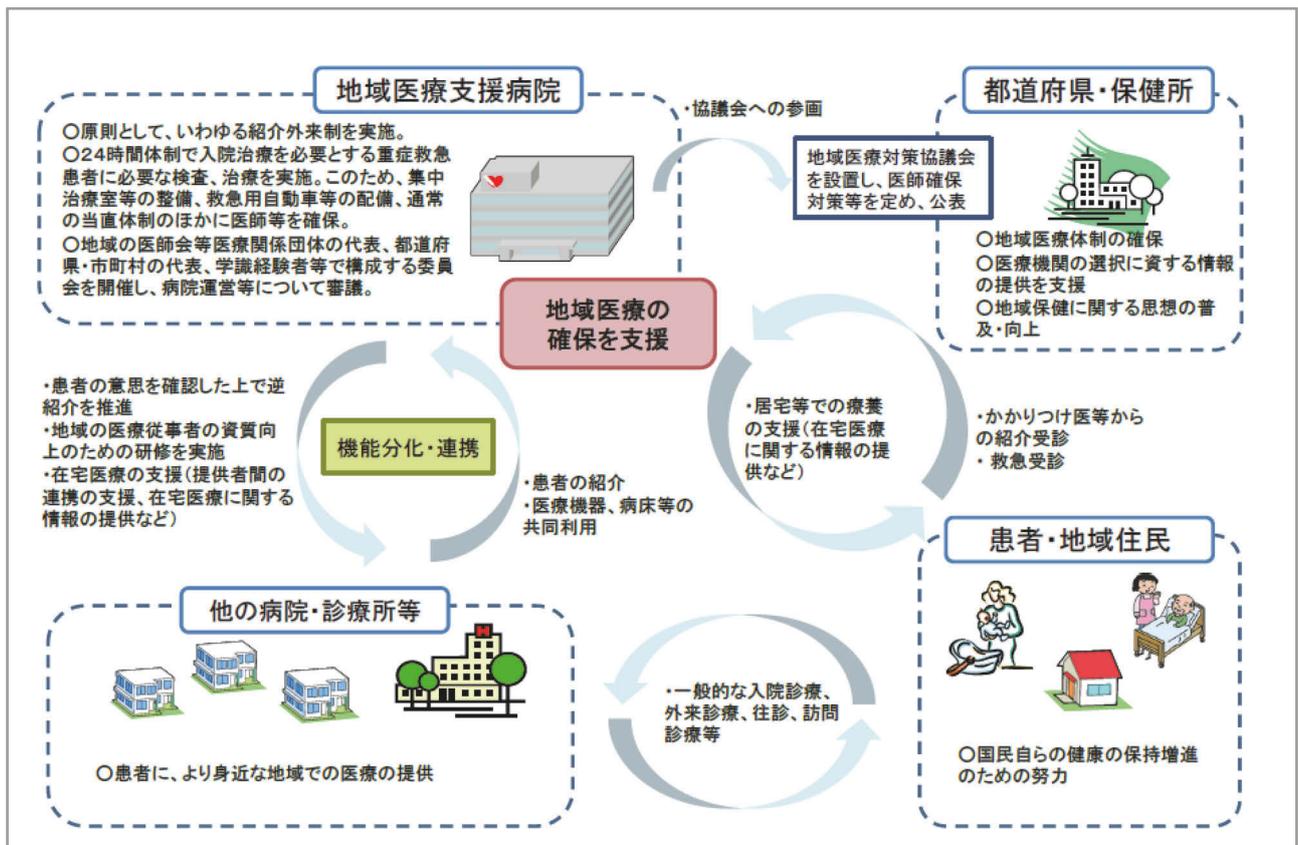


地域医療支援病院とは

目的	地域医療支援病院は、紹介患者に対する医療提供、医療機器の共同利用等の実施を通じて、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援し、効率的な医療提供体制の構築を図ることを目的としている。
根拠法	医療法第4条
承認要件	<p>以下の要件を備えた医療機関からの申請により、都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、知事が承認する。</p> <p>1 紹介患者に対し、医療を提供する体制が整備されていること</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>○ 紹介率80%以上 { 紹介率65%以上であって、承認後2年間で80%を達成することが見込まれる場合を含む。 }</p> <p>○ 紹介率が65%以上であり、かつ、逆紹介率が40%以上であること ○ 紹介率が50%以上であり、かつ、逆紹介率が70%以上であること</p> <p>紹介率 = $\frac{\text{紹介患者数}}{\text{初診患者数 (※)}} \times 100$</p> <p>逆紹介率 = (逆紹介患者数 / 初診患者数) × 100</p> <p>(※) 初診患者のうち、地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者、救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者及び、自他覚的症状がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について、特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者を除く。</p> </div> <p>2 共同利用させるための体制が整備されていること 3 救急医療を提供する能力を有すること (次のうちいずれか) (1) 救急自動車により搬送された患者の数が1,000以上であること (2) 救急自動車により搬送された患者の数が救急医療圏(二次医療圏)人口の0.2%以上であること 4 地域の医療従事者に対する研修を行わせる能力を有すること (年間12回以上主催) 5 200床以上の病床を有すること 6 集中治療室等の必要施設を有すること 7 集中治療室等の必置施設の構造設備が省令で定める要件に適合するものであること</p>
開設者	<p>1 国、都道府県、区市町村、社会医療法人 2 厚生労働大臣の定めるもの(告示) 公的医療機関(社会保険関係病院等を含む。)、医療法人 公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、学校法人、 社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、 「エイズ治療拠点病院」又は「地域がん診療拠点病院」であり、 かつ地域支援に実績を有する病院を開設する者</p>
必置施設	<p>①集中治療室、②診療に関する諸記録、③病院の管理及び運営に関する諸記録、④化学、細菌及び病理の検査施設、⑤病理解剖室、⑥研究室、⑦講義室、⑧図書室、⑨救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室</p>

イ 地域医療支援病院



- 患者が身近な地域で医療を受けられるように、医療法第4条に「地域医療支援病院」が規定されており、紹介患者に対する医療提供や医療機器等の共同利用の実施等を通じて、地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力や地域医療の確保を図るためにふさわしい設備等を有する病院について、都道府県知事が個別に承認しています。
- 地域医療支援病院がその役割を果たすことは、地域の医療従事者の質の向上が図られるとともに、地域医療支援病院と地域の医療機関との役割分担をすることで、それぞれの持つ医療機能を最大限活かすことになり、地域医療全体の向上につながります。
- 都における地域医療支援病院は、平成10年9月に財団法人東京都保健医療公社の東部地域病院、多摩南部地域病院の2病院が地域医療支援病院として承認されて以降、平成29年11月までに合計で34病院が承認され、島しょを除く全ての二次保健医療圏において、地域医療支援病院が整備されています。

取組の方向性

- かかりつけ医を支援して、高度な検査や専門的な治療を行い、救急医療の中核を担うなど、地域の状況に応じて、医療機能の分化・連携を推進します。また、地域において、地域医療支援病院の制度の趣旨に沿った機能、役割を果たせるよう努めていきます。

- 地域における在宅療養、医療連携の推進や地域の医療従事者に対する研修の実施など、地域医療の充実に向けた取組の中核的な機能を担っていきます。また、「公的医療機関等プラン」の達成に向けた取組を着実に進め、地域に必要な医療提供体制を確保します。
- 地域医療支援病院は、全ての二次保健医療圏（島しょを除く。）において確保することを目標としており、現在この目標は達成しています。
- 地域医療支援病院の制度創設当初と比較して、地域医療支援病院を取り巻く状況や位置付けは大きく変化しており、そのあり方については、現在、国において検討を進めているところですが、当面の間、都では、引き続き承認要件を満たしていることを確認していきます。

地域医療支援病院の承認要件

- 1 開設主体：原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 2 紹介患者中心の医療を提供していること。
 - ① 紹介率が80%以上であること（紹介率が65%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合も含む。）。
 - ② 紹介率が65%以上で、かつ、逆紹介率が40%以上であること。
 - ③ 紹介率が50%以上で、かつ、逆紹介率が70%以上であること。
- 3 救急医療を提供する能力を有すること。
- 4 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること。
- 5 地域医療従事者に対する教育を行っていること。
- 6 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること。 等